建設企業常任委員会資料

2020年(令和2年)3月6日

都市局住宅・建築室住宅課

議案第 22 号関連資料 明石市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

1 改正の目的

本年4月1日に民法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、連帯保証人について、極度額の定めのない保証契約は無効となる見直しが行われ、これに合わせて国からは 身寄りのない単身高齢者等の増加を踏まえ、今後公営住宅への入居に際して保証人確保を 前提とすることから転換すべきとの通知が出されたところです。

このような状況を踏まえ、本市においても入居に際し連帯保証人を不要とすることとし、 併せてその他規定を整備するため、条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 連帯保証人制度の廃止(条例第12条関係)

現在、市営住宅の入居時に求めている連帯保証人について令和2年4月1日以後に入居 決定を受けた方より不要とします。

- (2) その他規定の整備
 - ①入居者の公募方法(条例第4条関係) 公募方法に市のホームページを追加します。
 - ②損害賠償金の利率(条例第47条関係)

不正の行為によって入居した者への明渡請求時にかかる利息について年 5 分から割合から民法第 404 条に定める法定利率によるものと改めます。

3 施行期日

令和2年4月1日

- 4 連帯保証人制度に係る県及び近隣他市の動向
- (1) 廃止予定:兵庫県、神戸市、芦屋市、姫路市、加古川市、宝塚市
- (2) 継続予定:尼崎市、高砂市
- (3) 廃止済み: 西宮市 (H31.4 廃止)